

堺市市民交流広場条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市民交流広場条例施行規則（平成27年規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第22条」に改める。

第2条中「第2条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第4条を次のように改める。

（使用の制限）

第4条 市長は、条例第3条第2項第1号から第3号まで及び第5条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 許可した使用目的以外の目的のために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。

第5条中「許可は」の次に「、条例第9条第3項の規定により使用料を後納する場合を除き」を加える。

第10条第1項中「、市長において特別の理由があると認める場合を除き」を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することのできない事由があつた場合において、使用の許可を変更して広場を使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該使用の許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

第11条第2号及び第12条第1号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

第13条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「第5条第2項の規則で」を「第9条第1項の市長が」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第9条第2項の市長が定める使用料は、別表第2のとおりとする。

第13条第3項中「第10条第2項」を「条例第3条第1項後段」に、「許可の変更をした」を「使用の許可の変更を承認した」に、「使用に」を「使用の許可に」に改め、同項後段中「ときは、」を「ときは」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項後段の規定にかかわらず、第10条第3項の規定により使用の許可の変更を承認した場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

5 条例第9条第3項の規定により使用料を後納させることができる者は、次のとおりと

する。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

第17条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定管理者の指定手続)

第18条 条例第15条第2項の申請書は、堺市市民交流広場指定管理者指定申請書(様式第7号)とする。

2 条例第15条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款その他これに類する書類

(2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

(3) 役員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

第16条を第17条とする。

第15条中「その他器具備品等」を「器具備品、樹木その他の物件」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「第5条第3項ただし書」を「第9条第5項ただし書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第10条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は、適用しない。

第14条第1項第2号中「14日」を「10日」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第9条第5項ただし書」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第14条 条例第9条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 本市又は条例第13条の規定により広場の管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき 全額又は半額

2 条例第9条第4項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市市民交流広場使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることができる。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第13条関係)

単位	使用料
全日	使用面積1平方メートルにつき 10円

備考

- 1 使用料の算定の基礎となる使用面積について、1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 2 使用料の算定の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとみなす。
- 3 使用の許可に係る使用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

別表第2（第13条関係）

種類	単位		使用料
舞台設備	1式	全日	1,000円
ステージ用電源盤	1か所	全日	1,600円
イベント用電源盤	1か所	全日	800円
コンセント柱	1か所	全日	200円
散水栓	1栓	全日	200円

備考 使用の許可に係る使用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

様式を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の堺市市民交流広場条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

（施行前の準備行為）

- 3 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

堺市市民交流広場使用許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

住 所（所在地）
 氏 名（名称）
 （代表者^{フリガナ}氏名）
 生 年 月 日
 （代表者の生年月日）
 電話番号

堺市市民交流広場条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市市民交流広場の使用を申請します。

行 事 名 称	※ 申請番号		第 号
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日（曜日） 時 分から		
	年 月 日（曜日） 時 分まで（使用日数： 日）		
使 用 場 所	<input type="checkbox"/> 堺市役所前広場（使用面積： 平方メートル） <input type="checkbox"/> 堺地方合同庁舎前広場（使用面積： 平方メートル）		
使用附属設備			
使 用 内 容	<input type="checkbox"/> 営利行為 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 貼り紙表示 <input type="checkbox"/> ビラ配布 <input type="checkbox"/> 募金 <input type="checkbox"/> 興行 <input type="checkbox"/> 催し 詳細（ ）		
使用予定人数	人	来場予定人数	人
使用責任者	氏名		電話番号
使 用 料	円		
そ の 他 必 要 事 項	車両搬出入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 台数・時間帯・経路等（ ）		
	設備・機器等の持込み・設営（ステージ、音響機器等） <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 詳細（ ）		
	販売・展示等車両 <input type="checkbox"/> あり（ 台） <input type="checkbox"/> なし		
	物品販売等 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		飲食物の提供 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
安全管理対策	関係機関、近隣等との調整経過等		
申請に当たっては、次の内容を御確認の上、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市市民交流広場条例及び同条例施行規則を遵守します。 <input type="checkbox"/> 秩序又は風紀を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。			

注意

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 使用範囲及び使用面積が分かる図面を添付してください。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

（表面）

堺市市民交流広場使用許可書

年 月 日

様

堺市長



堺市市民交流広場の使用を次のとおり許可します。なお、使用に当たっては、堺市市民交流広場条例及び堺市市民交流広場条例施行規則を遵守してください。

行 事 名 称		使用許可番号	第 号
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで（使用日数： 日）		
使 用 場 所	<input type="checkbox"/> 堺市役所前広場（使用面積： 平方メートル） <input type="checkbox"/> 堺地方合同庁舎前広場（使用面積： 平方メートル）		
使用附属設備			
使 用 内 容	<input type="checkbox"/> 営利行為 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 貼り紙表示 <input type="checkbox"/> ビラ配布 <input type="checkbox"/> 募金 <input type="checkbox"/> 興行 <input type="checkbox"/> 催し 詳細（ ）		
使用責任者	氏名	電話番号	
使 用 料	円		
そ の 他 必 要 事 項	車両搬出入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 台数・時間帯・経路等（ ）		
	設備・機器等の持込み・設営（ステージ、音響機器等） <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 詳細（ ）		
	販売・展示等車両 <input type="checkbox"/> あり（ 台） <input type="checkbox"/> なし		
	物品販売等 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	飲食物の提供 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

注意 裏面の使用許可条件をよくお読みください。

(裏面)

使用許可条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。
- 4 使用しようとする日までに広場を使用しなくなったときは、速やかに届け出てください。
- 5 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 6 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 7 所定の場所以外で火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 8 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 9 許可を受けずに物品の展示、販売等をしないでください。
- 10 堺市市民交流広場条例又は堺市市民交流広場条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 11 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

堺市市民交流広場使用許可変更申請書

年 月 日

堺市長 殿

住 所（所在地）

氏 名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市市民交流広場条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり堺市市民交流広場の使用の許可の変更について使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号			
2 変更事項	変 更 前	変 更 後		
(1) 使用予定日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで (使用日数： 日)	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで (使用日数： 日)		
(2) 使用面積	平方メートル	平方メートル		
(3) 使用予定附属設備				
(4) そ の 他				
3 変 更 の 理 由				
※ 堺市処理欄	<input type="checkbox"/> 承認	変 更 後 の 金 額	円	照合者
		既 納 額	円	
	<input type="checkbox"/> 不承認	差 額	円	
	既 納 額 照 合	年 月 日納入		

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号（第14条関係）

堺市市民交流広場使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

住 所（所在地）

氏 名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市市民交流広場条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり堺市市民交流広場の使用料の減免について申請します。

使 用 日 時		
使 用 場 所		
減免申請の理由		
※ 使用料額	円	備 考
※ 減免額	円	
※ 差引納付額	円	

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

堺市市民交流広場使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

住 所（所在地）

氏 名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市市民交流広場条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり堺市市民交流広場の使用料の還付を申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号
2 還付の理由	

※ 既納額	円	照合者	
※ 変更額	円	取扱者	
※ 差引還付額	円	取扱者	

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号（第16条関係）

堺市市民交流広場破損（滅失）届

年 月 日

堺市長 殿

住 所（所在地）

氏 名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

次のとおり堺市市民交流広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損（滅失）したので、堺市市民交流広場条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

ついでには、堺市市民交流広場条例第12条の規定に基づき、指示された方法によって賠償します。

1 破損（滅失）日時	年 月 日（曜日） 午前 午後 時 分
2 破損（滅失）箇所又は物件	
3 破損（滅失）の内容又は程度	

※ 賠償年月日	年 月 日
※ 賠償額	円

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第18条関係）

堺市市民交流広場指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者^{フリガナ}氏名

㊟

生年月日

堺市市民交流広場の指定管理者の指定を受けたいので、堺市市民交流広場条例第15条第2項の規定により申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市市民交流広場の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款その他これに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要と認める書類